

木材劣化診断士規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、木材劣化診断士の資格及びその取得に関し必要な事項を定め、木材劣化診断士が、使用下にある保存処理木材をはじめとする種々な木質材料の劣化診断を行い、この結果に基づいてこれらの材料が適切に維持管理され、耐久性の向上が図られることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において木材劣化診断士とは、使用下にある保存処理木材をはじめとする種々の木質材料の腐朽、蟻害などの生物劣化の現況の診断（以下「木材劣化診断」という。）に従事する者であって、第4条の規定による木材劣化診断士としての資格を取得したものをいう。

(業務)

第3条 木材劣化診断士は、その学識と経験に基づき、使用下にある保存処理木材をはじめとする種々の木質材料の劣化診断を適正に行うものとする。

(資格の取得)

第4条 公益社団法人日本木材保存協会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）は、本会が行う木材劣化診断士の資格検定試験に合格し、別に定める木材劣化診断士登録料を納入したものを本会の木材劣化診断士名簿に登録する。

2. 前項の規定により登録されたものをもって木材劣化診断士とし、会長は当該者に木材劣化診断士証（別記様式1）を交付するものとする。
3. 木材劣化診断士は木材劣化診断士証を携行し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(登録の更新)

第5条 登録は、3年ごとに更新するものとする。

2. 前項の規定により登録の更新を行うことができる者は、登録の有効期限内に会長の指定する診断研修を修了した者とする。
3. 会長は、前項の規定による講習を修了し、別に定める木材劣化診断士登録料を納付した者について登録更新を行うものとする。

(資格の喪失)

第6条 会長は、木材劣化診断士が次の各号の一に該当した場合には理事会の議を経てその資格を取消す。

- (1) 偽りその他不正な手段により資格を取得したことが判明したとき
 - (2) 業務に関して不誠実な行為が認められたとき
 - (3) 氏名、現住所、所属事務所等の名称及び所在地に変更があつて、その届出を怠り、1年以上所在不明のとき
2. 前項の規定による資格の取消しは、本会の木材劣化診断士名簿から登録を抹消して行うものとし、会長は、資格を喪失した者にその旨を文章により通知するものとする。

第2章 資格検定試験

(資格検定試験)

第7条 木材劣化診断士の資格検定試験は、次の各号に掲げる事項についての選択問題及び論述問題により行うものとする。

- (1) 劣化診断技術
- (2) 補修技術

2. 資格検定試験は、原則として毎年1回行うものとする。

(受験資格)

第8条 資格検定試験を受けることのできるものは、会長が指定する講習を修了した者であつて、かつ、以下の資格を有する者とする。

1. 木材保存士
2. 一級および二級建築士および木造建築士の資格を有する者
3. その他本会が認める者。

(受験の申込み等)

第9条 資格検定試験を受けようとするものは、受験申込書(別記様式2)に、第8条の規定による受験資格を満たしていることを証する書面及び別に定める木材劣化診断士資格検定試験受験料を添えて、会長に申込みを行う者とする。

2. 講習の実施時期、場所その他必要な事項については、会誌、会報その他の方法により、あらかじめ広報する。

(附 則)

1. この規程を実施するために必要な事項については、別に会長が定めるものとする。
2. この規程は、平成19年1月31日から施行する。
3. この規程は、平成22年2月8日から施行する。
4. この規程は、平成24年2月15日から施行する。
5. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成25年4月1日から施行する。